

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

## 2.6 技術と企業秘密の漏洩

### シンガポールで施行される機密情報保護法について

機密情報と企業秘密は、秘密漏洩に関する一般法、または機密保持の義務を課す明示的・黙示的な契約条項に基づき保護される。

秘密漏洩に関する法律に依拠するには、機密保持の環境で開示された機密情報が存在しなければならない。情報が機密情報であるためには、その情報が公有として自由に利用することができない情報である必要がある。しかし、情報には必ずしも発明性や独創性が宿っている必要性はなく、単純な発想(アイデア)も保護の対象となる。

情報が機密保持の環境で開示されたか否かは、機密情報を開示する者が通知を行うことで、または情報の流布を防止するように注意を払うか、情報が持つ機密性について十分な伝達を行っているか否かによる。

機密保持義務は、機密保持義務が発生すると裁判所が考える特定の状況において機密情報が受け取られたか学習されたときに発生する。例えば、機密情報を違法な手段または不公正な手段を用いて取得する者も、機密保持義務の適用対象となる。

雇用された状況でも、雇用の過程で従業員が学習する企業秘密に関して機密保持義務が発生する。裁判所は雇用契約終了後の限定された期間における企業秘密の使用に関してのみ禁止命令を出すという点で雇用関係終了後の義務の適用範囲は限定的であるが、この義務は雇用期間に発生し、雇用契約の終了後も有効性が存続する。

雇用主が重要であるとするすべての情報が、企業秘密として扱われるわけではない。特に従業員が機密性の高い情報を扱う高い地位にある場合、当該従業員の職務範囲が重要となる。企業秘密の例として、秘密とされる製造工程、調理法、化学組成などがある。

機密情報の不正使用が存在する限り、法的責任が発生する。機密情報の所有者が、不正使用により金銭的な、または非金銭的な損失が発生した事実を裏付ける証拠を示す必要はない。

### 技術および企業秘密の漏洩を防ぐための法的手段(機密保持契約、禁止命令など)

被告側が技術または企業秘密など、特定の機密情報に関する機密保持義務を負い、被告側が機密保持情報を濫用した場合、原告側は損害賠償、ならびに機密情報の継続使用および(または)開示に対する禁止命令の適用を獲得する目的で被告側を相手取り、機密保持義務の違反に関する訴訟を起こすことができる。禁止命令が適用されると、被告側は機密情報の使用を続けることも、流布することも不可能となる。

また、機密情報を受け取る者が情報の機密性について知っていた場合、または知っていたと考えられる場合、原告側はその者に対する訴訟提起の原因を有することになる。

技術と企業秘密が適切に保護されるように、雇用主は雇用契約の中に、雇用契約の期間、および雇用契約の終了後に雇用主の企業秘密を使用および流布する従業員の権利に制約を設ける制限条項を含めることができる。

しかし、制限条項には、企業秘密に対して雇用主が持つ正当な利害についての合理性がなければならず、これらの制限条項は雇用主が持つ正当な利害を保護するために必要な範囲内でのみ効力を発揮するものである。通常、裁判所は従業員が自身の固有の技術と能力を、たとえそれらが雇用期間において取得されたものであっても発揮することを阻害する条項の有効性を認めない。

機密情報の交換が予想される企業取引に関する契約にも同様の制限条項を挿入することが可能である。

[特許庁委託]  
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]  
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]  
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。